

# 毘沙門台東町内会活動指針

## 1 向こう三軒両隣のお付き合い

ご近所のお年寄り、一人住まいのお年寄りを気遣うご近所付き合い。

気どころの知れたご近所同士のお付き合い。

災害時 非常時 お互いに助け合うことのできるご近所付き合い。

## 2 こども達のふる里作り

こども達に多くの楽しい思い出を作り、ふる里を強く思うこども達に。

自慢のできるふる里へ。

## 3 住んで良かったと思える町作り

定期的な清掃による綺麗な町作り。

いつも花が咲き花の多い美しい町、誰もが住んでみたいと思う町に。

美しい環境のいい町は、事故 犯罪のない安心・安全な町作りです。

成30年度事業計画（案）

A. 町内会事業

1	方針：向こう三軒両隣		基本：コミュニティ作り
	具体的な施策		
	1	ブロック会の開催	各ブロックで会員同士の交流。少ない人数でも地道に継続する。
	2	クリーンアップ	毎月第3日曜日（5月～9月：8時～9時 10月～4月：8時30分～9時30分） 偶数月は10時30分から朝市も同時開催（鮮魚、野菜を販売します。）
	3	一斉清掃	6月、12月に町内全域を大掃除手順書に基づき実施
	4	特定地域の清掃	イ）東一丁目の階段（通称100段階段） 偶数月 第3日曜日 ロ）毘沙門天駐車場（東第2公園横） 偶数月 第3日曜日 ハ）毘沙門台東第2公園除草 毎月第3日曜日（市から受託）
	5	集会所の活用	① 健康体操：毎週月曜日 14:00～15:00 参加費：500円/回 ② きらきら体操：不定期 10:30～11:30 参加費：500円/回 ③ 歌声サロン：第2、4金曜日 13:30～16:00 参加費：200円/回 ④ オープンスペース：毎月第2木曜日 10:00～12:00 未就園児と保護者の集い。参加費無料 ⑤ 囲碁・将棋：毎月第1,3木曜日 13:30～16:00 参加費：200円/回 ⑥ 認知症予防講座：月1回の不定期開催 10:30～12:00 参加費：300円/回 軽い体操ができる服装で参加 ⑦ ヨガ教室：毎週月曜日 10:00～11:00 1,000円/回 祝祭日は休み ⑧ 山を楽しく登る会：不定期 参加費：無料（フラワーホールに集合）
6	東町内会歌作成	町内会の歌の普及	

2 方針：子供たちのふる里づくり		基本：故郷を思い安心する子育て環境づくり
具体的な施策		
1	町内会と子供会の連携	子供会との定期的な意見交換会（2回／年程度）を行い、子供を中心とした円滑なイベントを開催
2	チューリップ祭り・新入生歓迎会	チューリップ祭りと新入生歓迎会を4月に同時開催（綿菓子、ポップコーン等）
3	ふるさと祭り in 毘沙門台東	昨年第1回目を12月に実施。今年は11月に実施
4	安心安全な町づくり	平成28年に不審者が現れた東公園をバス通り及び道路上のシュリアチョークの道路側から公園を見やすくし、子供たちが安心して遊べる場を作る。

3 方針：住んで良かったと思える町作り		基本：減災対策（安全・安心の向上）
具体的な施策		
1	森林整備	平成27年度以降森林整備を行なったが、放置すると以前の荒れ放題の森林になり地盤が脆弱になりがけ崩れの危険が高まる。樹木が小さい間に手入れをし直径8cm未満の木を除伐し整備する。
2	里山づくり	日差しがよく温度が上がるのが樹木の成長に大事であり、そのためには多くの人が山に入ることが山林にとって最も有効であるとのこと。また、子供たちが野山で遊ぶことが大切な思い出作りにつながることから、当面遊歩道作り及び休憩所づくり等を計画し継続します。
3	治山ダム	平成28年9月に治山ダムから溢れる水を防護するための擁壁が完成しました。今後は、治山ダム、擁壁が十分機能することを監視するとともに、新たな土砂災害が発生する恐れがある箇所を未然に発見し対策することとしたい。具体的には、森林の散策、降雨後の山林の状態確認で危険箇所を発見したい。町民の皆様からの情報もお願いします。
4	花いっぱい運動	①チューリップが終わるとマリーゴールドを植付し常に花が咲いている町にする。 ②森林整備したのち、平成28年に各通りから見えるよう「河津桜」を植樹しました。今後は施肥、周囲の雑木の整理を行い、継続して綺麗な花が咲くようにしましょう。 ③町内の空き地に花壇を増やし、花いっぱいのまちづくりを進める。

	5	災害対策	① 応急手当講習会 ② 災害時対応体験講習会
--	---	------	---------------------------

4	方針：その他（事業の円滑な運営） 各種会議		
	具体的な施策		
	1	役員会議	① 執行部会議・・・毎月第4日曜日 会長、他執行部、集会所管理人 ② 各部会議・・・随時開催 部長、委員等必要な方 ③ 役員全員会議・・・期首・中間・期末 会長他全役員
2	総会	会則の規定に従い開催する。	

B. 学区団体及び関連機関の主な行事

			第1 四半期 4月～6月	第2 四半期 7月～9月	第3 四半期 10月～12月	第4 四半期 1月～3月
1	社会福祉協議会	総会	△			
2		日本赤十字社債募金		△		
3		毘沙門台学区献血協力会	△	△		
4		赤い羽根共同募金			△	
5		安佐南区福祉大会			△	
6		6社協交換会		△	△	△
7	公衛協	総会	△			
8		安佐南区代議員大会		△		
9		安川清掃キャンペーン			△	
10		安佐南区民祭			△	
11	防犯組合	総会	△			
12		青色パトロールカー巡回	←-----→			
13		防犯講習会		△	△	

14	自主防災連合会総会		△			
15	体育協会総会		△			
16	青少協	総会	△			
17	青少協	青少年指導員講習会		△		

C. 学区団体定例会議・行事

	団体名・行事名		出席者	場所	日付	時間
1	団体長連絡会		各団体長	学区集会所	毎月第4木曜日	19:30～21:30
2	社協	執行部会	社協3役、事務局、地域福祉推進委員	学区集会所	毎月第4月曜日	19:30～21:00
3		事務局会議	事務局、専門部長外	学区集会所	毎月第3金曜日	19:30～21:00
5	防犯組合	子供見守り	地域安全推進員、PTA	町内	毎週火、木	小学校下校時刻
6		夜間パトロール	地域安全推進委員、各町内会、PTA	町内	毎月最終日曜日	20:00～21:00
7	体育協会理事会		町内会体育部長、体育部員	学区集会所	4, 7, 9, 11, 1, 3月	19:30～21:00
8	青少協	子供見守り	青少年指導委員、各町内会見守り員	町内	毎週水曜日	小学校下校時刻
9		夜間パトロール	青少年指導委員、各町内会見守り員、PTA	町内	毎月第1、3金曜日	4～9月 20:00～21:00
10			青少年指導委員、各町内会見守り員、PTA	町内	7月、8月第1、3金曜日	20:00～21:00
11	東町内会 子供見守り		東町内会子供見守り隊	町内	随時	小学校登下校時
12	各団体、行政、幼稚園 小学校、中学校、高校、 児童館の行事		各部	指定場所	随時	指定時刻

## 1. 毘沙門台東町内会会則の改訂案

以下の通り、当町内会会則の改訂案を提案します。

.....  
.....

### 毘沙門台東町内会会則（案）

#### 第1章 総則

第1条 この会は、毘沙門台東に居住する世帯を会員として組織し、毘沙門台東町内会という。

第2条 この会は、町内住民相互の親睦を図り、会員の協力によって居住環境を整備し、保健福祉の推進に

寄与し、もって毘沙門台東地区に緑に囲まれた美しい住み良い「町づくり」を目指すことを

目的と

する。

第3条 この会の事務所を集会所（フラワーホール）に置く。

第4条 当町内会の年間の活動期間は、4月～翌年3月を単位とする。

#### 第2章 会議

第5条 第2条の目的を達成するため会議を総会及び役員で構成する役員会とする。

第6条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第7条 定時総会

定時総会は、毎年3月に開催し、次の事項を附議する。

- ・ 会則の改正
- ・ 業務報告及び活動計画
- ・ 決算及び予算
- ・ 役員の変更
- ・ その他会長が必要と認める事項

第8条 総会の運営

総会の議長は、会長または会長が指定した者とする。

2 議長は、議事運営の責任を負う。

3 議長は、必要に応じ選挙管理委員を必要数選任する事ができる。

4 議決権は、1議決/世帯とする。

第9条 臨時総会

会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。

### 第3章 役員

#### 第10条 役員の資格

役員は、毘沙門台東町内会の会員有資格者に限定する。

#### 第11条 役員

この会に下記役員を置く。

会長	1	名
副会長	2～3	名
会計	1	名
会計監査	2	名
広報・総務部長	1	名
福祉（献血）部長	1	名
環境衛生部長	1	名
防犯防災部長	1	名
体育部長	1	名
青少年育成部長	1	名

幹事 原則としてブロック毎に1名

#### 第12条 役員を選出

会長、副会長、会計、会計監査、広報・総務部長、福祉（献血）部長、環境衛生部長、防犯防災部長、体育部長、青少年育成部長、各部署委員は定時総会において選出する。

2 幹事は、当該地区において互選し、会長に届け出るものとする。

3 各幹事は、各部の一つの委員を兼務して支援する。

4 役員（幹事を除く）に立候補できるのは会員1世帯について、1名のみとする。

5 会長、副会長に立候補する場合は、当町内会員数の2%以上の推薦者を明記し、町内会長に届け

なければならない。立候補時に必要な推薦者数は、直近の町内会員数をもとに役員募集時に明確にする。

6 立候補は、定められた期限までに町内会長に届け出る。

7 役員に立候補者が無い場合は、会長が選任する。

#### 第13条 役員任期

役員（幹事を除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 幹事の任期は1年とする。

3 役員に欠員を生じた場合は、会長が任命をすることができる。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第14条 役員任務

役員任務を次の通り定める。

- ・会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- ・会計は、この会の財務の管理及び会計業務を担当する。
- ・会計監査は、定時及び臨時に会計業務又は、財産の状況を監査し、総会に報告する。
- ・広報・総務部長は広報に関する事務、会議及び庶務、計画に関することを担当する。

- ・福祉（献血）部長は，社会福祉関係を担当する。
  - ・環境衛生部長は，環境衛生関係を担当する。
  - ・防犯防災部長は，防犯組合及び自主防災関係を担当する。
  - ・体育部長は，体育協会関係を担当する。
  - ・青少年育成部長は，青少年育成関係を担当する。
  - ・各部署委員は，担当部長を補佐する。
- 39 —
- ・幹事は，担当プロッ

第15条 顧問の任命  
この会に、大所高所から指導・助言を頂くため、顧問又は相談役を非常勤で会長が任命することができる。

## 第5章 会計

- 第16条 収入  
この会の経費は、町内会費及び寄付金，臨時収入による。
- 第17条 会計年度  
会計年度は、3月～翌年2月とする。
- 第18条 町内会費  
町内会費の年額は、2,400円／世帯とし年度初めに一括徴収する。
- 第19条 フラワーホール建設負担金  
新たに、町内会員となる場合は、町内会費に加え別に定めるフラワーホール建設負担金を入会時（3か月以内）に収める。ただし、次年度3月31日を限度として納入する場合は、覚書を取り交わす。

## 第6章 会員の脱退、役員 の 辞任・解任

- 第20条 会員資格の喪失  
会員が申し出たとき  
2 毘沙門台東町内会会員の資格は、定められた会費を納入することにより生じる。町内会費を6か月経過したのちも未納入の場合は、自動的に毘沙門台東町内会会員の資格を失う。
- 第21条 当町内会の会員の休会  
会員の申し出及び町内会長が認めた場合は、一定期間（文書による会員の申し出）休会することができる。  
休会期間中は、町内会費の納入を一定期間免除する。
- 第22条 役員 の 辞任・解任  
本人が辞任を申し出、それを会長が承認したとき

- 2 町内会を脱退した時
- 3 幹事を含む各役員に、第 14 条に定める任務不履行が生じ 3 か月経過した時点または、役員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、会長権限で役職を解くことができる。
- 4 役員が辞任し後任役員が決定するまでの期間はその代行者を会長権限で設置できる。

## 第 7 章 弔慰金

### 第23条 弔慰金

会員及び同居の家族が死亡した場合、弔慰金として5,000円を支出する。

### 附記

1. この会則は、平成7年4月16日より施行する。
2. 平成9年3月23日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
3. 平成10年3月22日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
4. 平成11年3月28日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
5. 平成19年3月25日、第8条、第9条、第11条を一部改訂、第15条を追加する。
6. 平成21年3月28日、第8条、第9条、第11条を一部改訂する。
7. 平成28年3月27日 第3条、6条、8条を一部改訂する。
8. 平成29年3月26日以下を改訂する  
第4条追加、第7条修正、第8条（総会の運営）追加、第10条（役員の資格）追加、第15条（顧問、相談役）追加、第17条（会計年度）追加、第18条修正、19条（フラワーホール建設  
負担金の納入）追加、第6章（会員の脱退、役員の辞任・解任）追加、第20条（会員の資格喪失）  
追加、第21条（会員資格の休止）追加、第22条（役員の辞任・解任）追加、第7章（弔慰金）  
を追加する。
9. 平成30年3月25日以下を改訂する。  
第1条 会員の定義を明確化  
第11条 委員定数を削除  
第12条 役員の立候補について定義  
第13条 役員の任期を1年から2年に定義

ブロック名と会員世帯数

「通り名」及び「ブロック割りと会員数」

毘沙門台小学校

指定避難所



ブロック別会員数 (H30.3 現在)

No.	ブロック名	会員数	No.	ブロック名	会員数
1	弥生通り A	17	11	大通り C	19
2	弥生通り B	15	12	ウエスト通り A	22
3	近隣公園通り A	11	13	ウエスト通り B	15
4	近隣公園通り B	18	14	あさひ通り	19
5	中通り A	17	15	みはらし通り	14
6	中通り B	17	16	イースト通り A	19
7	はなみずき通り A	23	17	イースト通り B	16
8	はなみずき通り B	21	18	さくら通り	21
9	大通り A	15	19	門前通り	22
10	大通り B	13	20	山の手・上通り	22
				総 数	356